

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(札幌市教育委員会を除く。)

北 海 道 教 育 庁 総 務 政 策 局 施 設 課 長  
北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

学校におけるブロック塀等の安全点検等について (通知)  
このことについては、別添 (写) のとおり、文部科学省から通知がありました。  
については、次により適切な対応をお願いします。

記

1 学校施設の適切な維持管理について

組積造の塀または、補強コンクリートブロック造の塀 (以下「ブロック塀等」という。) について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められた判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を、市町村教育委員会においては所管する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校について、道立学校においては各学校において行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに注意喚起を行うなどの必要な安全対策を実施するようお願いします。

2 通学路の安全確保について

各学校においては、「学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き」 (平成24年3月文部科学省) において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いします。

3 進捗状況の調査について

文部科学省から追って近日中に、上記1及び2の進捗状況の調査がある予定であることを申し添えます。

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件 (平成20年3月10日国土交通省告示第282号) (抜粋)

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

(道立学校グループ)  
(施設助成グループ)  
(生徒指導・学校安全グループ)